# 乙部町新型インフルエンザ等対策行動計画《概要版》

### 《計画策定の背景》

新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)は、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的に大流行するなど大きな健康被害と社会的影響が懸念されています。これらが発生した場合の対策を強化するため、『新型インフルエンザ等対策特別措置法』(以下、特措法と言います。)(平成25年4月13日施行)が制定されました。この特措法では、新型インフルエンザ等に備えて、対策等の実施に関する計画(以下、「行動計画」と言います。)を政府、都道府県、市町村で作成するものと規定しています。(特措法第8条) 『乙部町新型インフルエンザ等対策行動計画』は政府行動計画(平成25年6月制定)及び北海道行動計画(同年10月制定)に基づき、町における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び行動内容を示すものです。

# 《町行動計画の構成》

### I はじめに

- 1. 国及び北海道行動計画における取り組み
- 2. 町における取組み

### Ⅱ 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

- 1. 目的及び基本的な戦略
- 2. 対策実施上の留意点
- 3. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等
- 4. 対策推進のための役割分担
- 5. 行動計画主要 6 項目
- 6. 発生段階

### Ⅲ 各段階における対策

- 1. 未発生期
- 2. 海外発生期
- 3. 国内発生早期
- 4. 国内感染期

5. 小康期

# ※各段階における具体的な

- 取組みを主要 6 項目の各 2 情報収集
- 項目に対応する形で記述。 3 情報提
  - 3 情報提供・共有
  - 4 予防・まん延防止(予防接種)
  - 5 医療等

【主要6項目】

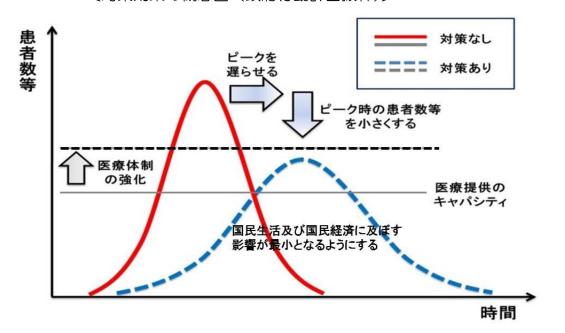
1 実施体制

6 町民生活及び地域経済の安定の確保

# 《新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的考え方》

- 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- 2. 町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにする。

# 〔対策効果の概念図(政府行動計画抜粋)〕



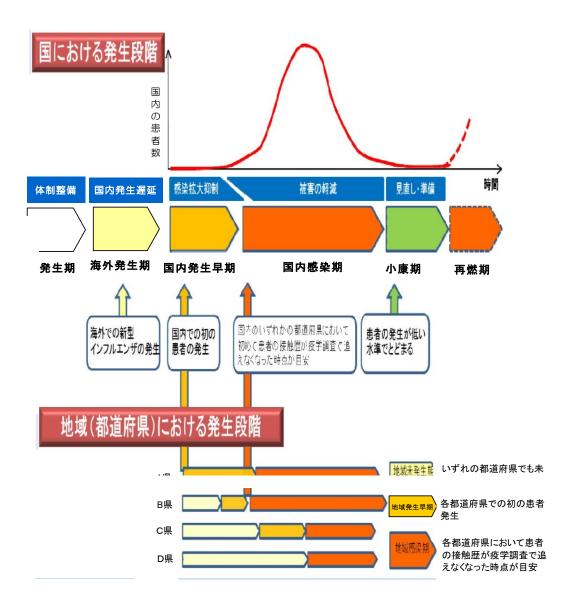
## 《本町の新型インフルエンザ等対策実施上の留意点》

- (1) 基本的人権の尊重・・・・町民の権利と自由に制限が加わる場合は最小限となるようにする。
- (2) 危機管理としての特措法の性格
- ・・緊急事態措置はどのような場合でも講じるものではない。
- - • 北海道対策本部と緊密な連携を図る。
- (4) 記録の作成・保存・
  - ・・・町対策本部における対応は記録を作成し、保存・公表する。

## 【本町の新型インフルエンザ等発生時の被害想定等】

	玉	推	計	値	道	推	計	値	乙部町推計値
患者数下限値		約1	,300	万人	¥	的 55	万9	千人	449人
患者数上限値		約2	,500	万人	約	107	万5	千人	860人
入院患者数(中等度)		<u> </u>	約53	万人		約2	万3	千人	18人
入院患者数(重度)		約	200	万人		約8	万6	千人	68人
死亡者数(中等度)		<u> </u>	約17	万人			約7	千人	5人
死亡者数(重度)		<u> </u>	約64	万人		約2	万8	千人	22人
一日最大入院患者数(中等度)		約 1C	万1	千人		約4	4,300	入(	3人
一日最大入院患者数(重度)		約 39	万9	千人		約 1	万7	千人	13人
平成 22 年 10 月国勢調査人口	12	8,05	7,352	2 人	į	5,500	3,419	9 人	4,408人

※上記推計には抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響(効果)、現在の医療体制等を 一切考慮していない。



# 【発生段階ごとの対策の概要】

※状況の変化に相応した意思決定を迅速に行うことができるよう予め発生の各段階において想定される状況に応じた方針を示したものです。新型インフルエンザ等発生時には各段階における必要な施策を柔軟に選択し実施します。

70000 X IC	に相応した息忠決定を迅速に行りことがで、 発生段階	未 発 生 期	· **			小康期	緊急事態宣言がなされた
		- 発生に備えた体制の整備。	・国内侵入をできるだけ遅	<ul><li>・感染拡大をできる限り抑</li></ul>	<b>・</b> 医療体制を維持する。	• 町民生活及び地域経済の	場合の緊急事態措置
	対策の目的	プロエに開びいて汗がジュ正開。	らせ国内発生の遅延と早期		•健康被害を最小限に抑え	回復を図り、流行の第二波	
	79,802,833		発見に努める。	・ 患者に適切な医療を提		に備える。	※必要最小限の対策を選
			・ 道内及び町内発生に備え		・町民生活及び地域経済へ	TO PITE OF O	択して実行
			た体制の整備。	* · · ·   * · · · · · · · · · · · · ·	の影響を最小限に抑える。		<i>3</i> , 7, 5, 5, 7, 5
主要 6 項目	各項目の主な施策			整備。			
<b>TO 0 A</b> D	・関係機関・庁内各課等と連携し、一体と	   ・行動計画策定・見直し	<ul><li>道の対策及び町行動計画</li></ul>			- 町対策本部の廃止	<ul><li>特措法第34条に基づく</li></ul>
1.	なった取組みを推進する。	・初期対応体制の確立や関係	に基づき対策を実施	  ・町新型インフルエンザ等		・必要に応じ町行動計画の	町対策本部の設置
実施体制	・特措法に基づく新型インフルエンザ等緊	機関との連携・情報交換等		対策本部設置		見直し。	<ul><li>道による代行</li></ul>
	急事態宣言がなされたときは速やかに町					75-10	<ul><li>道または他市町村による</li></ul>
	対策本部を設置						心援等
2.	・医療、事業者、町民の各々が役割を認識	<ul><li>情報収集・提供体制の整備</li></ul>	<ul><li>海外での発生状況等の情</li></ul>	• 積極的な発生状況等の情	• 積極的な発生状況等の情		
情報収集	し、適切な行動をとるための情報共有	• 相談窓口等の設置準備	報収集	報収集	報収集		
	• 迅速かつ分かりやすい情報の提供		• 関係機関とメール等で情	・関係機関とメール等で情	・リアルタイムで情報共有	・第二波発生に備えた情報	
3.	•具体的な情報提供及び相談受付等の体制		報共有・注意喚起	報共有と状況把握	と状況把握	提供	
情報提供•共有	整備		• 相談窓口等の設置	・相談窓口等の体制充実・	・相談窓口等の体制継続	• 相談窓口等の体制縮小	
				強化			
4.	・個人及び職場における感染対策の普及・	・個人及び職場における感染	・ 感染対策の体制整備	• 感染拡大防止対策の実践	・まん延防止策の実践を強	• 第二波発生に備えた拡大	・道が実施する外出自粛要
予 防	啓蒙	対策の普及		・感染予防策の徹底	く促進	防止の見直しの検討	請や施設の使用制限等への
まん延防止					・感染予防策の徹底要請		協力
	• 特定接種の実施	・特定接種の準備・実施	• 特定接種の実施	・特定接種の実施	• 住民接種の実施及び接種	• 住民接種の実施	・予防接種法第6条の規定
【予防接種】	• 住民接種の実施	・ 住民接種の体制構築	• 特定接種の情報提供・相談	• 住民接種の実施及び接種	に関する情報提供		に基づく住民接種の実施
			・住民接種の準備・実施	に関する情報提供			・住民接種の広報・相談
	• 医療提供体制の維持・確保	・二次医療圏を単位とした医	• 医療機関等への情報提供	・医療機関等への情報提供	・医療機関等への情報提供	・通常の医療体制への変更	・ 臨時医療施設の設置協力
5.	• 医療資器材の備蓄 • 整備	療体制の整備			・診療体制の確保と住民へ		及び医療の提供
医療等	• 医療機関等への迅速な情報提供				の周知		
	• 在宅療養の支援体制の整備				• 在宅療養患者への支援		
6.	• 要援護者への生活支援	• 要援護者の把握及び生活支	・要援護者及び協力者への	・要援護者に対する生活支	•要援護者に対する生活支	・要援護者に対する生活支	・水の安定供給
町民生活及び	・遺体の火葬・安置	援等の検討	発生の連絡	援の実施	援の実施	援の実施	・生活関連物資の買占め、
地域経済の安	・生活関連物資等の安定供給	・ 火葬能力及び一時遺体安置	• 一時遺体安置施設等の確	・遺体の火葬・安置	• 遺体の火葬・安置		売惜しみ等の調査・監視及
定の確保		施設等の把握・検討	保の準備				び供給確保等の実施
		・必要な物資・資材の備蓄等					

※緊急事態宣言: 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延等により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはその恐れがあると認められた時、特措法第32条に基づき、政府対策本部長(内閣総理大臣)が行う。